

【富士フィルム グラフィックシステム製品 SDS 改訂のお知らせ】

平成 28 年 6 月

富士フィルムグローバルグラフィックシステムズ(株)

平成 26 年度の労働安全衛生法改正により、安全データシート(SDS)の交付義務の対象である 640 物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者は、リスクアセスメントの実施が義務となります。(平成 28 年 6 月 1 日施行)

リスクアセスメントを実施するには、化学物質などによる危険性または有害性の特定が必要であり、SDS に記載の情報等が必要となります。

今回、労働安全衛生法の改正に併せ、弊社グラフィックシステム全製品の SDS を改訂いたしました。

改訂した SDS は、弊社ホームページ〈安全データシートSDS(MSDS)〉にありますので、ご利用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

URL <http://www.fujifilm.co.jp/msds/>

以上